令和７年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業

企画提案公募要領

１　目的

福島県における市町村国保の特定健康診査（以下、「特定健診」という。）受診率は、他県に比べて低い状況にある。特定健診は、健康リスクや疾患を早期に発見し、治療を開始するための重要な手段であり、受診率を高めることは病気の早期発見による重症化予防につながり、大幅な医療費の削減にも寄与する。

本事業は、特定健診の重要性について住民の理解を深め、受診行動につなげることを目的として、市町村において活用可能な周知啓発コンテンツの制作・提供を行い、広く効果的な情報発信を支援するものである。

２　業務内容

　　「令和７年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業業務委託仕様書」

のとおり

３　契約期間

契約締結の日から令和８年３月３１日まで

４　予算上限額

２２，３７９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

５　応募資格

　次の要件をすべて満たす団体とする。

（１）本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。

（２）定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。

（３）宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

（４）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。

（５）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項若しくは第２項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第１項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項若しくは第２項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第１項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（６）共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に２以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア　構成員が上記(１)～(５)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

イ　共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

ウ　構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であ

　　ること。

エ　一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体

　協定書において明らかな者であること。

オ　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者である

　こと。

６　スケジュール

・公募開始　　　　　　　　　令和７年７月２８日（月）

・質問受付、参加申込期限　　令和７年８月　８日（金）

・企画提案書提出期限　　　　令和７年８月２０日（水）

・プレゼンテーションの実施　令和７年８月２５日（月）

・審査結果の通知　　　　　　令和７年８月２６日（火）※予定

・契約締結　　　　　　　　　令和７年９月　１日（月）※予定

７　手続き等

（１）参加申込の受付

ア　提出書類

・参加申込書（様式１）

・定款、規約等の写し

イ　提出期限

令和７年８月８日（金）１７時必着

ウ　提出先

福島県保健福祉部　国民健康保険課

住所　〒960-8670　福島県福島市杉妻町２－１６（福島県庁西庁舎７階）

電話　024-521-7204

エ　提出方法

持参（平日の９～１７時まで）又は郵送（書留郵便）による。

オ　その他

(ｱ) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式２）を提出すること。

(ｲ) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

（２）質問の受付

ア　提出期限

令和７年８月８日（金）１７時必着

イ　提出方法

質問書（様式３）により、電子メールにて送付すること。また、メールの件名には「【質問】福島県 令和７年度特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業公募」と記載すること。

電子メール　kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp

ウ　その他

(ｱ) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(ｲ) 質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールで回答する。

（３）企画提案書の受付

ア　提出書類

1. 企画提案書（任意様式）

＜企画提案書に記載すべき事項＞

　・８の審査に関する事項（３）に記載された評価項目に対応するように、企

画提案書を作成すること。

・企画提案書の構成（項目立て等）は問わないが、評価項目と対応がとれる

ように作成すること。

 (ｲ) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ　提出期限

令和７年８月２０日（水）１７時必着

ウ　提出部数

　　５部

エ　提出先及び提出方法

７（１）ウ及びエと同じ

８　審査に関する事項

（１）審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

審査委員の合計得点が満点の６割以上に達し、最も高い者を業務受託予定者（単

独随意規約の予定者）に選定します。なお、最高得点の者が複数いる場合は、審査委員会が協議の上、委託候補者を決定します。

（２）プレゼンテーションの実施

ア　開催日時及び場所

令和７年８月２５日（月）

※　時間等の詳細は、参加申込者に別途通知する。

※　Zoomミーティングにより実施予定。

イ　その他

・提案者が多数となった場合は、書類審査による第１次選考を実施する場合がある。

・時間は１者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

・出席人数は１者３名以内とする。

（３）審査基準

　　　各者によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた１者を選定する。

　ア　実施体制

　　・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。

　　・業務実施に必要な職員が確保され、円滑な業務実施体制が確立されているか。

　イ　提案内容

　　・事業の目的・趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。

　　・県民の受診率向上に資する根拠に基づいた提案内容になっているか。

　　・業務を補完するための有効な追加提案があるか。

　　・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。

　ウ　事業費積算

　　・積算内容及び積算額は仕様書に基づき適切な内容となっているか。

　　・費用対効果を考慮した内容となっているか。

（４）審査結果

　　　　審査結果については、参加申込者全てに通知する。

　　　　なお、審査の内容は公表しないこととする。

９　委託契約

県は８の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

なお、契約事業者は、福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号）第２２８条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、福島県財務規則第２２９条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10　その他

（１）費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

（２）企画提案書の取扱い

・提出された書類は返却しないものとする。

・採択された企画書の版権等は県に帰属する。

・提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

・参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。

（３）次の場合は失格とする。

ア　応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ　応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

ウ　プレゼンテーションに参加しない場合